

マイナンバー制度に係る財源確保等自治体の負担軽減に関する意見書

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入に伴い、区市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接的なカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助(個人番号カード交付事業費補助金・補助率10/10)が措置される一方、区市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、区市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきにもかかわらず、非常に低い補助上限額となっており、おのずと区市町村は財源負担を強いられることとなっています。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項について自治体負担の軽減のために特段の配慮をするよう強く要望します。

記

- 1 地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2 同様に、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。
- 3 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、必須の情報を適時適切に提供すること。
- 4 配達できなかった簡易書留郵便(マイナンバー通知)の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
- 5 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの交付などの周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて